

平成24年度 第1回美幌町自治推進委員会の概要

- 1 開催日時 平成24年6月25日（月）18：30～20：00
- 2 開催場所 しゃきっとプラザ 会議室（1）
- 3 出席者 委員～菅野委員、早田委員、稲垣委員、井上委員、大野委員、
西島委員、平田委員、宮田委員、元木委員
町 ～武田政策主幹、後藤政策担当主査 大内政策担当

4 会議概要

（1）開会

（2）会長挨拶

【菅野会長】

今年度第1回目の開催にあたり皆さんお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
議題に入る前に武田政策主幹より報告があります。

【武田政策主幹】

今年の4月から政策担当をしている武田と申します。よろしくお願ひいたします。

委員会の冒頭時間をいただき先日発生した事案についてご報告いたします。この度の町職員の不始末事案に対しましては職員の懲戒処分等審査委員会において審議され、その答申結果を踏まえ、5月30日付けで、3人の職員に減給10分の1（1か月）の懲戒処分をしたところであります。

処分の内容につきましては、平成23年12月分の高額介護サービス費の誤払い及び高齢者保健福祉計画策定に関するアンケートの集計業務遅延により業務に支障をきたし、職務の信用を著しく傷つけた職員1名と平成22年4月に受けた美幌町地域生活支援事業実施規則改正の要望に対し、適正な事務処理を怠り放置したことにより、町への信用を著しく傷つけた町職員2名の事案でございます。

今回の懲戒処分は、町職員の認識の甘さから起きた事案であり、町民の皆様の町に対する信頼を大きく損ないましたことに対しましても多大なるご迷惑をおかけしましたことに、深くお詫び申し上げます。

なお、今回の町職員の不祥事に対し、行政の最高責任者として、先の議会定例会において、町長と副町長の責任を明らかにするとともに、今後、このようなことが二度と起こらないよう、組織規律の強化と職員への指導の徹底を行い、再発防止と信頼回復に取り組んでまいります。

以上町長の言葉を代読しました。どうもすいませんでした。

【菅野会長】

主幹から報告のあった件について、皆さんの報道等で承知しており、質問等あるかと思いますが、議題の平成23年度の取り組み内容についての中で総体的に出していただければと思います。

(3) 議題

ア 平成23年度の取り組み内容について（講評）

【事務局（後藤政策担当主査）から説明】

昨年度アクションプランに基づき制度設計等を進めてきました。皆様の評価をいただき、24年度に向けて取り組んでいきたいと考えています。

【菅野会長】

主幹からの報告についてこの委員会でよし悪しを決めるものではないが、非常に残念なことです。厳しく言うと職員の資質の問題であり、せっかく自治基本条例がスタートして、町長自身も美幌町発展のためにこの条例を生かしていきたいと言っているが、それは何なのかと言わざるを得ない。

私の方から聞きたいが、この自治基本条例そのものが職員に冊子として行きわたっているのか。

【事務局：後藤主査】

逐条解説は配布しています。条文と解説になります。

職員研修については3月にもご説明していますが、ある程度の制度設計ができてから行うよう進めてきていましたが、早い時期にある程度やるべきだったと思います。

具体的には7月に職員研修を予定しています。

【菅野会長】

職員が任意で、名前のない勉強会等いい活動をしているのに、すべて帳消しになってしまう。職員研修の内容は行政に任せるが、職員がしっかりと熟読しなければならない。

【井上委員】

新聞を読み不思議に思ったのが、普通は管理職の決裁がないと進まないのが、決裁を受けずに進めている。このようなことが普通に起こっているのか。今回の事案以外でも他にないのかと疑ってしまう。職員が規則に反し個人的な約束で支出し、町民から預かった税金を使われている。どうして今回の事案が生じたのかが理解できない。

【西島委員】

グループ制が機能していると今回のようなケースが生じないのではないか。一人の職員が仕事を担当すると、自分の仕事ということで、一人で抱え込んで仕事をしている。グループ制であれば一人で行うのではなくグループの中で助け合いながら進めなければならない。グ

ループ制の在り方についても疑問に思う部分がある。

一人で抱え込むのではなく皆で助け合いながら進めて欲しいと思います。

【早田委員】

自治基本条例の中に内部告発的な不正を監視する制度があるが、今回発覚したのはこの制度によるものでしょうか。

【事務局：後藤主査】

自治基本条例第43条の公益通報が適用されて発覚したものではありません。業務を遂行するにあたって、井上委員さんから指摘あった部分ですが、職員自身が何に基づいて仕事をしているのかが、前例踏襲で引継ぎですとかで進めている部分が強く、自治体法務という部分で認識が甘かったのが今回の原因です。規則を認識しておらず口約束で進めてしまった。

政策的に町長が判断し支出するのは良いが、制度を認識していないことが問題で、しっかり職員研修をしていかなければ繰り返してしまいます。

【菅野会長】

西島委員からグループ制について意見がありましたが事務局としてはどのように考えているのか。

【事務局：武田主幹】

グループ制は平成18年度から始まったが、なぜできたのかということになると、時代の背景から人員削減など一時的に業務が増えた時にサポートができるよう体制づくりをしたが、上手くサポートできている部分とできていない部分があり、皆様からご指摘受けている部分について私は弁解するつもりもありません。自治基本条例があるのになぜ今回のようなことが起こるのかという以前に、自治基本条例がなくても起きてはいけないことです。

【稲垣委員】

今後開催する職員研修は中間管理職も含めて行うということで良いか。

【事務局：後藤主査】

まず、7月に主査職以下の研修を行い、管理職については8月以降に開催します。

【稲垣委員】

今回の処分の対象となったのは50代で、その年といえば大ベテラン。認識の甘さで解決できる問題ではない。30年以上も公職に努めていながらそのような認識しかなかったのかと思うと。しっかりしてくれの一言しかない。日常的な仕事のミスは人間のことで仕方のないことだが、なぜカバーができなかったのかと残念に思う。

【事務局：武田主幹】

そういう体制、組織にも問題があったのかもしれません。

【井上委員】

規則を改正していれば問題にはならなかったと報道されているが、規則を改正しないとダメと知りながらも支出したことが問題です。

【事務局：武田主幹】

規則の中に特別条項があり、それに該当し規則改正をせずとも対応できると誤認があった。

【井上委員】

金額でどうこうという話ではないが、認識の甘さで許される金額ではないと思う。

【大野委員】

上司に対する報告が漏れていた。報告さえしていれば防げた問題だと思う。上下関係、横の繋がりだと思う。人間なのでミスはする。その際に報告をさえしていれば解決できた問題。

【事務局：武田主幹】

大野委員おっしゃるとおり我々職員はハウ・レン・ソウが必要とありますが、今回はその部分がしっかりとできていなかった。

【菅野会長】

まとめとしてお願いを含めて話したいが、自治基本条例とはなんなのかを改めて徹底してほしい、この条例には自治体運営の理念、その理念を具体化する制度、その制度を動かす原則の3点が盛り込まれている。行政のこと、議会議員のこと、町民のことすべてが書かれている。自治基本条例に書かれていることの多くは職員の仕事に係ることであり、職員がしっかりと自治基本条例を改めて勉強し直してもらいたい。研修を強化してほしい。

グループ制の話にもなりましたが、当初良し悪しを含めありましたが、スタートしている以上原点に戻り、職員が少なくなっていることを言い訳にするのではなく、グループ制の良いところを取って進めてもらいたいと思います。

イ 住民投票条例の一部改正について

【事務局（後藤政策担当主査）から説明】

平成21年に在留外国人管理制度に係る法律が改正されていましたが、施行日が未定でしたが、今年の7月9日に施行されることとなったため、今回改正するものです。

外国人も日本人と同じように住民基本台帳に記載されるようになったため、今までの条文では投票資格者名簿への登録を申請した者とし、申請主義をとっていましたが、日本人と同じ扱いとなるため、その条文を削除します。

【菅野会長】

具体的にどのように改正するのか

【事務局：後藤主査】

第3条の資格者の部分で、在留外国人管理制度が改正されたことにより、日本人と同じ扱いになり、住民基本台帳法で登録されるため、今までの条文では申請主義としていたが、日本人と外国人の区分がなくなったため、職権で記載できるようになった。

ウ パブリックコメント手続条例の制定について

【事務局（後藤政策担当主査）から説明】

自治基本条例の第14条第3号に町民参加の方法として規定していますが、その中では、5項目あるうち、複数実施する旨の規定であり、絶対ではなく、この制度が分権時代における町民参加の手法において重要な制度であるため、パブリックコメント手続条例を制定します。

平成22年11月から要綱に基づき実施していますが、要綱は行政内部の規範であり町民に対して制度を担保する意味も含めて条例化していきます。

行政手続法が平成5年に事前手続きのルールとして制定され、美幌町では平成8年に行政手続条例を定めています。法律に基づくものは行政手続法が適用され、条例に基づく行政処分等については、行政手続条例が適用されます。

平成18年に行政手続法の一部改正が行われ、その第46条で規則、審査基準、処分基準等においてもパブリックコメントを求めるべきと考え、パブリックコメント手続条例を制定したいと考えています。制定の時期は12月の定例会に向けて進めてまいります。

【質疑等なし】

エ 自治基本条例制定1周年記念事業について

【事務局（後藤政策担当主査）から説明】

自治基本条例を制定後1年間が経過し、その間パンフレットの全戸配布、まち育新聞の発行、まち育出前講座の開催など町民の皆様に周知を図ってきたところですが、まだまだ認知度が低く、2年目が重要になることから、周知を兼ねて1周年記念事業を開催します。

開催にあたり、主催形態、開催時期、内容等を決めていただきたいと思います。

【菅野委員長】

事務局から説明いただき、目的についてはこのままで良いと思います。

検討事項についてある程度決めていきたいと思います。

【平田委員】

町民のための自治基本条例のため、委員会や町が主催ではなく、町、委員会、議会も含めて実行委員会を設け、もっと多くの町民に参加してもらいたい。我々商店街の中でも浸透していない部分があるので、実行委員会を作り盛り上げていきたい。

【稲垣委員】

たくさんの人を入れて実行委員会で行うべき。

【菅野会長】

異議ないですか。実行委員会主催で開催いたします。

【事務局：武田主幹】

議会には未だ相談していないため、これから話を進めたいと思います。

【菅野会長】

開催時期としては、12月以降になると降雪時期になるので、その前の開催が望ましい。

【事務局：後藤主査】

講師の都合にもよるが、3か月前には講師に相談しなければと思います。

【平田委員】

講師は堅い話ではなく、条例は出来上がっているので、制度の話ではなく、地元産業の話ですとかを含めて自治推進に精通している方に来ていただいて、講演会を開催した方が良いのではと思います。

【菅野会長】

では、地域活動実践者という話ですね。

【平田委員】

講師を呼ぶにしても予算的な話にもなるのでは。

【事務局：武田主幹】

予算は3月定例会で決まっており、額としては20万円です。

【平田委員】

東京農大名誉教授の小泉武夫先生の講演を聴く機会があったが、非常に聞きやすく、わかりやすかったし会場は盛り上がりました。このような講師をお呼びしたい。

【菅野会長】

開催時期を決めたいが、10月下旬でどうですか。

平日はどうかと思う。週末の方が皆さん参加しやすいのではないのでしょうか。

【平田委員】

週末は皆さん家族で出かけられるケースが多く、平日に開催した方が出席しやすいと思います。

【西島委員】

一般的には週末を避け、平日の夜に行っています。昼だと仕事をしている若年層が出席しづらくなりますし。

地域づくり実践者をお呼びして講演をするにしても、町民に何を知ってもらいたいのかによろと思います。町民にわかりやすい講師をお呼びしたいと思います。

シンポジウムやフォーラムはもっと皆さんが自治基本条例の知識をもってから行った方が効果的です。記念キャンペーンは面白いと思います。

【平田委員】

10月下旬であれば26日金曜日としてはどうか。

【菅野会長】

では、開催時期としては10月26日予定で進めたいと思います。

開催内容は講師にもよりますが。

【平田委員】

一般的に地域経済も含めた自治のあり方を話していただくとか。

【菅野会長】

地域づくり実践者を主体とした講師として、検討していきたい。

講師の決定については、私と事務局の方で進めてよろしいですか。(全員異議なし)

【事務局：後藤主査】

実行委員会を立ち上げるにあたって、メンバー構成はどうしたら良いか。

【西島委員】

実行委員会を募るにあたって、条例を知らない方を募っても進まないのでは。

今まで進めてきた方を中心にした方が良いと思う。

【事務局：後藤主査】

自治推進委員会メンバーと行政職員、議会からという形で良いでしょうか。

【菅野会長】

町民代表と考えると自治会連合会の代表とかを考えてしまうが、平田委員(自治会連合会会長)がいるので。

【平田委員】

自治会連合会からという話になれば、副会長ですとかを選任することは可能ですが、あまり構成員を増やしても機能しなくなるのではと。

【事務局：武田主幹】

条例制定の際のみんなで創る自治基本条例町民会議から数名選任できればとも思います。

【稲垣委員】

我々推進委員は実行委員会で当日運営行うのは当たり前ですが、事前の詳細を決めていく細部の会議などは、メンバーは全員ではなく代表者を決め進めていけばいいのではと思います。

【菅野会長】

町民代表としてはみんなで創る自治基本条例町民会議の中から決めていきたいと思えます。これについても私と事務局に一任していただいてよろしいですか。【異議なし】

実行委員会の立ち上げも早めに進めていきたいと思えます。

オ その他

●美幌町まちづくり活動奨励事業補助金について

本日追加資料として美幌町まちづくり奨励事業補助金交付要綱をお配りしています。

もともとあった制度ですが、要望もなく休止状態でしたが、町づくりを活性化させる観点からも再開させています。6月議会でも200万円補正しました。

従来制度よりは限度額も上げ、設備投資に係るものは100万円で、その他は50万円としていますが、補助基準額が2分の1内となっており自己財源が必要ですので、来年度に向け、町づくりをしたい町民が使いやすい制度となるよう制度設計を進めていきますので、ご協力願います。

【平田委員】

どんな団体・事業でも対象になるのか。

【事務局：後藤主査】

自治会団体、町民団体でも対象になります。

第4条の中で補助の対象事業を規定していますが、地域を活性化させる事業ですとか、自治会ですと地域コミュニティ事業に該当してきます。

【事務局：武田主幹】

今後広報等でも周知していきます。

担当窓口は住民活動グループになります。

【菅野会長】

今の段階で委員会としてどうこうという話ではないですが、町民周知に力を添えていきます。

●全体を通して

【菅野会長】

推進委員会も既に1年を経過し、推進委員会として自治基本条例の運用状況の提言をしていきたいと思えます。2年の任期を終える前に提言を出していきたいと思えますので、皆さんそれぞれ考えをまとめておいていただきたいと思えます。